

最近の課徴金事案及び自主訂正事案を踏まえた留意事項

1. 売上及び売上原価に関連する会計処理

最近の課徴金事案及び自主訂正事案として、架空売上の計上や売上原価の過少計上による利益操作によって業績を良く見せかける不適切な事例が認められます。

具体的には、実態のないコンサルティング契約に基づいて売上を計上して黒字化した事例や、取引先からのリベート(仕入値引)を過大計上することにより売上原価を圧縮して業績を良く見せかけた事例等で、経理担当者のみの判断で、伝票等の証拠を偽装するなどして不適切な会計処理が行われていました。

経営者の皆様は、内部統制を適切に整備・運用するなどにより、実効性のある企業統治体制を構築し、このような不適切な会計処理が発生するリスクを抑える必要があることに留意してください。

2. 貸倒引当金等の引当金の計上

最近の課徴金事案及び自主訂正事案の特徴の一つとして、昨年に引き続き、貸倒引当金等の引当金の計上不足している事例が認められます。

具体的には、代表者の関係者に対する貸付金等で、債権管理が適切に行われていなかったために貸倒引当金の計上漏れが起きた事例や、取引先に対して不必要な支払を行い、本来貸倒引当金の計上が必要な債権として認識すべきであったものを、債権以外の資産として計上することで貸倒引当金を計上しなかった事例等です。

これらの不適切な会計処理については、代表者や担当取締役が不適切に関与していたり、これらの者に権限が集中していたことから顕在化が遅れ、内部告発や外部の第三者による指摘によって発覚しているケースも認められます。

経営者の皆様は、一部の役職員に権限が過度に集中していないか業務フローを見直すとともに、相互に業務をチェックする体制を整備し、実効性のある企業統治体制を構築して、不適切な会計処理が発生するリスクを抑えるとともに、役職員のコンプライアンスの意識を高める必要があることにも留意してください。

3. 連結子会社等における会計処理

発行会社の連結子会社等における不適切な会計処理が発覚したことにより、有価証券報告書を訂正する事例も、昨年に引き続き認められています。

最近の特徴は、海外子会社において不適切な会計処理の事例が発生している点で、具体的には、赤字計上回避のために棚卸資産の過大計上を行った事例や、回収不能な売上債権を回収可能と見せかけるために売上請求を一旦取り消し、新たに架空売上を計上して支払期限を延長する会計処理を繰り返した事例等です。

これらの不適切な会計処理が発生した原因として、海外子会社の財務情報のモニタリングの不備等により、グループ内で、内部統制機能が有効に機能していなかったことが挙げられます。

経営者の皆様は、発行会社単体のみならず、海外子会社等を含めた企業集団全体としての内部統制を適切に整備・運用し、このような不適切な会計処理が発生するリスクを抑える必要があることに留意してください。

以 上